

○山口市道路占用料徴収条例

平成 17 年 10 月 1 日

条例第 190 号

改正 平成 22 年 1 月 16 日 条例第 1 号

平成 25 年 12 月 19 日 条例第 58 号

平成 27 年 12 月 18 日 条例第 68 号

平成 31 年 3 月 14 日 条例第 1 号

令和元年 12 月 23 日 条例第 26 号

令和 4 年 3 月 17 日 条例第 10 号

令和 5 年 3 月 16 日 条例第 13 号

令和 8 年 3 月 13 日 条例第 14 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、道路法（昭和 27 年法律第 180 号。以下「法」という。）第 39 条第 2 項の規定に基づき、市が法第 32 条第 1 項若しくは第 3 項又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成 7 年法律第 39 号。以下「電線共同溝整備法」という。）第 10 条、第 11 条第 1 項若しくは第 12 条第 1 項の規定により市長の許可を受けて道路を占用する者（以下「占用者」という。）から徴収する道路の占用料（以下「占用料」という。）の額、徴収方法等に関し定めるものとする。

(占用料の額)

第 2 条 占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、法第 32 条第 1 項若しくは第 3 項の規定により許可をした占用の期間又は電線共同溝整備法第 10 条、第 11 条第 1 項若しくは第 12 条第 1 項の

規定により許可をした占有することができる期間（当該許可に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をした日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占有することができる期間の末日までの期間）（以下「占有の期間等」という。）に相当する期間を同表占有料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（道路の占有のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により非課税とされるものを除くもの（以下「課税物件」という。）については、その額に100分の110を乗じて得た額）とし、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。ただし、当該占有料の額が100円に満たない場合にあつては、100円とする。

2 前項の占有の期間等が翌年度以降にわたる場合における占有料の額は、同項の規定にかかわらず、別表占有料の欄に定める金額に、各年度における占有の期間等に相当する期間を同表占有料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（課税物件については、その額に100分の110を乗じて得た額をいう。以下「各年度の占有料の額」という。）の合計額（各年度の占有料の額が100円に満たない場合にあつては、当該各年度の占有料の額を100円として合計した額）とし、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（占有料の徴収方法）

第3条 市長は、占有を許可したときは、速やかに前条の規定によって算定した額によりその占有料を徴収するものとする。ただし、当該占有の期間等が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降

の占用料は、毎年度、当該年度分を徴収するものとする。

(占用料の不還付)

第4条 既に納付された占用料は、還付しない。ただし、法第71条第2項の規定により占用の許可を取り消した場合は、その取消の日から3月以内は、その取消処分に係る占用者の請求をまってこれを還付することができる。

2 前項ただし書の規定により還付する場合の額は、その占用開始の日の属する月からその許可取消の日の属する月までの月数又はその占用開始の日からその許可取消の日までの日数に応じ、第2条に規定する算定方法により算定した額を、既に納付された占用料の総額から控除して得た額とする。

(占用料の減免)

第5条 市長は、工作物等で公共の用若しくは公益上必要な事業の用に供されるもの又は道路の構造の保全若しくは維持に効果のあるものについて、必要があると認めたときは、その占用料を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(過料)

第7条 詐欺その他不正の行為により占用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の山口市道路占用料徴収条例（昭和30年山口市条例第2号）、小郡町道路占用料徴収条例（平成13年小郡町条例第3号）、秋穂町道路占用料徴収条例（平成9年秋穂町条例第5号）、阿知須町道路占用料徴収条例（昭和58年阿知須町条例第4号）又は徳地町道路占用料徴収条例（昭和60年徳地町条例第14号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 この条例の施行の日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

### (阿東町の編入に伴う経過措置)

- 4 阿東町の編入の日の前日までに、法第32条第1項又は第3項の規定により編入前の阿東町において占用の許可を受けている者の占用料に係るこの条例の適用については、平成22年度以降の占用料について適用し、平成21年度の占用料については、なお編入前の阿東町道路占用料徴収条例（昭和33年阿東町条例第28号）の例による。

## 附 則（平成22年1月16日条例第1号）

この条例は、平成22年1月16日から施行する。

附 則（平成 25 年 12 月 19 日 条例第 58 号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（平成 27 年 12 月 18 日 条例第 68 号）

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 14 日 条例第 1 号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 31 年 10 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（令和元年 12 月 23 日 条例第 26 号）

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 17 日 条例第 10 号）

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 16 日 条例第 13 号）

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年 月 日 条例第 号）

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

占用物件		単位	占用料
法第 32 条	第 1 種電柱	1 本につき 1 年	570 円
第 1 項第 1	第 2 種電柱		880 円

号に掲げる 工作物	第3種電柱		1,200円
	第1種電話柱		510円
	第2種電話柱		820円
	第3種電話柱		1,100円
	その他の柱類		51円
	共架電線その他上空に 設ける線類	長さ1メートルに つき1年	5円
	地下に設ける電線その 他の線類		3円
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	500円
	地下に設ける変圧器	占有面積1平方メ ートルにつき1年	310円
	変圧塔その他これに類 するもの及び公衆電話 所	1個につき1年	1,000円
	郵便差出箱及び信書便 差出箱		430円
	広告塔	表示面積1平方メ ートルにつき1年	900円
	その他のもの	占有面積1平方メ ートルにつき1年	1,000円
法第32条 第1項第2	外径が0.07メートル 未満のもの	長さ1メートルに つき1年	22円

号に掲げる 物件	外径が0.07メートル 以上0.1メートル未満 のもの	31円
	外径が0.1メートル以 上0.15メートル未満 のもの	46円
	外径が0.15メートル 以上0.2メートル未満 のもの	61円
	外径が0.2メートル以 上0.3メートル未満の もの	92円
	外径が0.3メートル以 上0.4メートル未満の もの	120円
	外径が0.4メートル以 上0.7メートル未満の もの	220円
	外径が0.7メートル以 上1メートル未満のも の	310円
	外径が1メートル以上 のもの	610円

法第32条 第1項第3 号に掲げる 施設	自動 運行 補助 施設	法第2条 第2項第 5号に規 定する自 動運行装 置による	地下に設 けるもの	長さ1メートルに つき1年	3円	
			その他の もの		10円	
		道路の構造又は交 通の状況を表示す る標示柱その他の 柱類			1本につき1年	820円
		その他の もの	上空に設 けるもの	占用面積1平方メ ートルにつき1年	510円	
			地下に設 けるもの		310円	
その他のもの				1,000円		
法第32条第1項第4号に掲げる施 設				占用面積1平方メ ートルにつき1年	1,000円	
法第32条	地下街及び	階数が1			Aに0.00	

第1項第5号に掲げる施設	地下室	のもの		4を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.008を乗じて得た額
	上空に設ける通路			450円
	地下に設ける通路			270円
	その他のもの			1,000円
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日		9円
		その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	90円
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下この表において「令」という。）第7	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	90円
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	900円
	標識		1本につき1年	820円
	旗ざお	祭礼、縁日	1本につき1日	9円

条第1号に掲げる物件	その他の		
	催しに際		
	し、一時的		
	に設ける		
	もの		
	その他の	1本につき1月	90円
幕（令第7条	祭礼、縁日	その面積1平方メ	9円
第4号に掲	その他の	ートルにつき1日	
げる工事用	催しに際		
施設である	し、一時的		
ものを除	に設ける		
く。）	もの		
	その他の	その面積1平方メ	90円
	もの	ートルにつき1月	
アーチ	車道を横	1基につき1月	900円
	断するも		
	の		
	その他の		450円
	もの		
令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メ	1,000円
令第7条第3号に掲げる施設		ートルにつき1年	Aに0.034を乗じて

			得た額	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占有面積1平方メートルにつき1月	90円	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			100円	
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.014を乗じて得た額	
	上空に設けるもの		Aに0.018を乗じて得た額	
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの		階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額
	の		階数が2のもの	Aに0.006を乗じて得た額
			階数が3以上のもの	Aに0.008を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.026を乗じて	

		得た額
令第7条第9号に掲げる施設	建築物	Aに0.02 2を乗じて 得た額
	その他のもの	Aに0.01 5を乗じて 得た額
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	Aに0.02 4を乗じて 得た額
	その他のもの	Aに0.01 5を乗じて 得た額
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	Aに0.02 2を乗じて 得た額
	上空に設けるもの	Aに0.02 4を乗じて 得た額
	その他のもの	Aに0.03 4を乗じて 得た額
令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.02

		6 を乗じて 得た額
令第7条第 13号に掲 げる施設	トンネルの上又は高速 自動車国道若しくは自 動車専用道路（高架のも のに限る。）の路面下に 設けるもの	Aに0.02 2 を乗じて 得た額
	上空に設けるもの	Aに0.02 4 を乗じて 得た額
	その他のもの	Aに0.03 4 を乗じて 得た額
令第7条第14号及び第15号に掲 げる施設		Aに0.03 4 を乗じて 得た額
備考		
<p>1 第1種電柱とは電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。</p>		

2 第1種電話柱とは電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。

4 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。

5 Aは、近傍類似の土地（令第7条第8号に掲げる施設のうち特定連結路附属地に設けるもの及び同条第13号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地）の時価を表すものとする。

6 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。

7 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間等が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは

1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占有物件に係る占有の期間等が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。